



官35

13.10.22

(印)11533

25予予第827号

平成25年10月8日

一般社団法人 日本建設業連合会

会長 中村 満義 様

東京消防庁

予防部長 荒井 伸幸



厨房設備に附属する排気ダクト等の運用基準の改正の周知について (依頼)

平素より、消防行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当庁では近年増加する飲食店からの火災を低減させるため、平成23年度に飲食店の厨房設備等に係る火災予防対策等検討部会(部会長 東京理科大学工学部建築学科 倉淵隆教授)等を設置し、「排気ダクトの維持管理に必要な点検口に係る指針」等の火災予防対策を検討してきたところです。

引き続き、平成24年度には厨房排気ダクトの安全措置に関する実験を行い、排気ダクト等の風量・風速の低下により排気ダクト内へ延焼し易くなること等が明らかになりました。

今般、排気ダクトに設ける点検口の設置場所等と排気ダクト等における風量・風速等について、当庁の運用基準を別記のとおり平成25年10月8日より改正することとしましたので、貴会会員等に対し、ご周知下さいますようお願い申し上げます。

お問合せ先

(予防部予防課火気電気係 五十嵐 辻岡)
電話 03-3212-2111 内線 4782 4787

別記

厨房設備に附属する排気ダクト等に係る運用基準

1 趣旨

当庁は、平成23年度に部外者を交えた委員会及び平成24年度には実大規模の火災実験により、飲食店の厨房火災低減に向けた火災予防対策を検討してきました。

この度、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号。以下「条例」という。）第3条の2第1項に規定する厨房設備に附属する排気ダクト等の清掃の重要性及び風量、風速の低下により排気ダクト内へ延焼しやすくなること等が明確になりました。

このことから、排気ダクト等に係る運用基準を改正するものです。

2 天蓋に係る運用基準

特定不燃材料以外の電気配線や活性炭等は、天蓋の内側に設けないこと。

3 排気ダクトに係る運用基準

(1) 条例第3条の2第1項第4号で規定する「清掃ができる構造」とは、次によること。ただし、次の施工方法と同等と認められる構造等の場合は、これによらないことができる。

ア 排気ダクトに点検口を設ける場合

排気ダクトの点検口の位置は、わん曲部（120度以内）の部分、及び直線部分に設けることとし、直線部分に設ける場合は、次により設置すること。

(7) 円形の排気ダクトの場合は、概ね2mの範囲内で点検口（概ね400mm×250mm）を設置すること。

(4) 角形の排気ダクトの場合は、次により設置すること。

a 排気ダクト内に進入して清掃をする場合（概ね500mm×300mm以上）

概ね7～8mの範囲内に点検口（概ね450mm×450mm）を設け、作業員の荷重に耐えられるよう、支持部は排気ダクト自体の重みに300kgを加えた重量に耐えられる構造とすること。

b 排気ダクトの外から清掃する場合

概ね2mの範囲内に点検口（概ね400mm×250mm）を設けること。

イ 排気ダクトに点検口を設けない場合

接続部をフランジ接続等により取り外し可能で、かつ、接合部の気密性が確保できる構造とすること。

排気ダクト内が清掃可能な場合であれば、ア及びイの施工方法を組み合わせることができると。

また、点検および清掃のために天井・壁等に設けた点検口（概ね450mm×450mm）から排気ダクト及び排気ダクトの点検口へのアクセス経路として、断面積が概ね450mm×450mmの空間を確保できるよう適宜な位置に天井・壁等の点検口を設けること。

なお、排気ダクトの点検口は気密性を有し、かつ、容易に開口しない構造とすること。

また、点検口の周囲は、障害となる物を存置しないよう維持管理すること。

(2) 特定不燃材料以外の電気配線や活性炭等は、ダクト内に設けないこと。

(3) 条例第3条の2第1項第2号ハに規定する「金属以外の特定不燃材料で有効に被覆する部分」とは、ロックウール保温材（JIS A 9504によるもの。以下「ロックウール保温材」という。）又はけい酸カルシウム保温材（JIS A 9510によるもの。以下「けい酸カルシウム」という。）若しくはこれと同等以上の特定不燃材料で、厚さ50mm以上で隙間なく被覆する部分又はこれと同等以上の安全性を確保できる措置を講じた部分をいう。

- (4) 風量調節装置（ダンパー等）が設けられた場合、排気ダクト内の風量が、有効換気量（「建築設備設計基準 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修」等により算定されるもの）における適正な範囲外とならないよう、風量調節装置の操作部にむやみに操作しない旨を表示すること※。

※当該基準については、条例上の規定はないが、火災予防上の必要な措置として定めたもの。

4 グリス除去装置に係る運用基準

- (1) グリスフィルターを使用するグリス除去装置は、排気中に含まれる油脂分を75%以上除去することができる性能を有し、その性能を維持できるようにすること。
- (2) グリスエクストラクターは、排気中に含まれる油脂分を90%以上除去することができる性能を有し、その性能を維持できるようにすること。